

## 陳 情 文 書 表

受理番号	陳情8第10号	受理年月日	令和8年2月3日
件 名	再審法改正促進の意見書を国会・政府に提出することを求める陳情		
<p>【陳情の趣旨】</p> <p>罪を犯していない人が、誤った捜査・裁判によって自由を奪われ、仕事や家庭を失い、築き上げてきた人生のすべて、はなはだしい場合は死刑によって生命さえ奪われる——冤罪(えんざい)は国家による人権侵害であり、速やかに救済されなければなりません。</p> <p>いわゆる「袴田事件」では、2024年9月に静岡地方裁判所で、袴田巖さんに再審無罪判決を言い渡した。証拠や自白調書を「捜査機関の捏造(ねつぞう)と認定、警察や検察の責任を厳しく断じました。無罪判決までに逮捕から58年、最初の再審開始決定から10年もの歳月を要し、国に命さえ奪われかねなかった著しい人権侵害です。</p> <p>また「福井女子中学生殺人事件」では、2025年7月に名古屋高裁金沢支部で再審無罪が言い渡されましたが、実に逮捕から38年の歳月を要しています。</p> <p>再審とは、冤罪被害者を救済するための一定の要件のもとで裁判のやり直しを認める冤罪被害者救済の最終手段ですが、刑事訴訟法にわずか19カ条しか規定がなく、現行刑事訴訟法が施行されてから一度も改正されず、様々な問題が生じています。</p> <p>特に問題となっているのが、再審における証拠開示です。再審請求は無実を主張する側からの新規・明白な無実の証拠提出が必要ですが、証拠のほとんどが警察・検察の側にあり、その証拠を開示する義務はないとして開示されないことがあります。無罪が確定した「袴田事件」では、無罪の決め手となった証拠は再審が申し立てられてから29年後の2010年まで隠されていました。これは再審における証拠開示のルールがないことに問題があります。さらに、再審開始決定に対する検察官の「不服申し立て」があることです。このため「袴田事件」、「福井事件」は審理開始が長引き、「大崎事件」ではいまだに再審が開始されないままです。冤罪被害者救済のためにも検察官の不服申し立てを禁止することが必要です。</p> <p>冤罪被害者の一刻も早い救済のためにも再審法の改正が急務となっています。昨年、超党派による議員連盟が再審法改正の法案を国会(衆議院)に提出し、地方議会の意見書も全国831自治体(昨年11月20日現在)となり、東京でも23(渋谷、世田谷、中野、多摩地域20)にのぼっており、引き続き地方議会での意見書運動が取り組まれています。</p> <p>【陳情事項】</p> <p>再審法(刑事訴訟法の再審規定)の速やかな改正を進めるため、以下の事項を含む「再審法改正の促進を求める意見書」を、地方自治法99条の規定により国会・政府に提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 再審のためのすべての証拠開示をすること。</li><li>2 再審開始決定に対する検察官の抗告(不服申し立て)を禁止すること。</li><li>3 再審規定の整備をすること。</li></ol>			